

令和8年度 小樽市市政アンケートモニター募集要項

1 小樽市市政アンケートモニターとは

- ・小樽市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録していただいた方に、お手持ちのスマートフォンやパソコンを利用して、アンケートに回答していただきます。
- ・頂いた回答は、これからの市政やまちづくりを進める上での参考とさせていただきます。

2 応募要件（次のいずれにも該当する方）

- ・小樽市内に住民登録のある方
- ・令和8年4月1日現在、18歳以上の方（平成20年4月1日以前に生まれた方）
- ・インターネットが利用できる環境にあり、本人が利用できるメールアドレスを取得している方
- ・小樽市職員又は小樽市議会議員でない方

3 任期

- ・任期は、モニターとして登録された日から当該登録された日が属する年度の末日（3月31日）までとします。
- ・任期満了日（3月31日）の前日までに、任期満了後はモニターを継続しない旨の届出がない場合は、任期を1年延長させていただきます（事前に継続の意向確認を行う予定です。）。

4 謝礼

- ・任期中に行ったアンケートの半数以上（例：行ったアンケートの回数が計7回の場合は、4回以上）に回答した方に、各種電子マネーなどに交換できるデジタルギフト500円分を進呈します。
- ・デジタルギフトは、登録いただいたメールアドレスにお送りします。
- ・デジタルギフトは、スマートフォンやパソコンで利用することができます。

5 注意事項

- ・御登録いただくに当たっては、「小樽市市政アンケートモニター設置要綱」を御確認の上、内容に同意していただく必要があります。
- ・アンケートは、日本語で行います。
- ・登録は本人に限り、お一人で複数の登録はできません。
- ・アンケートは、登録したメールアドレスに届きます。
- ・モニター登録に当たっては、@city.otaru.lg.jpからのメールが受信できるよう、あらかじめ受信設定の確認をお願いします。設定に関する不明点や問合せは、お手数ですが、お使いの携帯会社等へお願いします。
- ・何らかの原因でモニターのもとにメールが届かず、アンケートに回答していただくことができなかった場合、市はその責任を負いません。
- ・モニター登録後、登録情報が変更になった場合（住所変更、メールアドレスの変更など）は、市へ御連絡ください。
- ・その他、詳細は「小樽市市政アンケートモニター設置要綱」を御確認ください。

6 募集期間

- ・令和8年3月2日（月）～4月30日（木）（予定）

7 登録手順

・小樽市ホームページから

- (1) 応募フォームへのリンクをクリックし、必要事項を入力してください。
- (2) 入力したメールアドレスに応募受付メールが届きます。
- (3) 事務局で入力いただいた内容の審査を行い、モニターの登録が完了したときは、登録完了のメールをお送りします。

(総合政策部企画政策室 内線 274)